

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成24年 3 月 23 日

金 曜 日

第 3450 号

## 目 次

### 告 示

- 沿岸漁業改善資金の貸付基準についての一部改正 1
- 保安林の指定予定 2
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 4
- 富山県地域総合整備資金の貸付金に係る償還金の徴収事務の委託

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任 6
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

## 告 示

### 富山県告示第130号

沿岸漁業改善資金の貸付基準についての一部改正について

沿岸漁業改善資金の貸付基準について（昭和54年富山県告示第1264号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 の表の 1 の項を次のように改める。

1 経 営等 改善 資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体、沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従業員の数が20人以下であるもの並びに規則第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
	(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金	
	(3) 補機関等駆動機器等設置資金	
	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	
	(5) 新養殖技術導入資金	

(6) 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体、沿岸漁業を営む会社で常時使用する従業員の数が20人以下であるもの並びに規則第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
(7) 環境対応型養殖業推進資金	
(8) 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体及び沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従業員の数が20人以下であるもの
(9) 救命消防設備購入資金	
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	
(11) 漁船衝突防止機器等購入資金	
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	

(水産漁港課)

**富山県告示第131号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 保安林予定森林の所在場所

富山県高岡市伏木一宮字八伏1から5まで、19の1、20、23、福岡町澤川字獅子鞍1の7、1の47、1の48、氷見市久目字森久24、30の1、31、鞍骨字明後谷11の4、13の1、75の1、77の2、白川字池谷内 228の2、289、字上口4073から4075まで、4647、4760、4764、4766、小矢部市石坂字天池4499から4510まで、蓮沼字天池52の1、65から71まで、字天池細尾4983から4988まで、4989の1、4989の2、4990、4991

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第132号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 23 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町元屋敷字中畑1739番 1 から	変更前		最大 15.6 最小 6.7	200.0	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡朝日町元屋敷字中畑1761番 3 まで	変更後		最大 15.6 最小 12.8	200.0	
県道 六天天神新線	黒部市三日市3188番 6 から 黒部市三日市3188番 4 まで	変更前		最大 16.0 最小 7.8	23.0	新川土木センター 入善土木事務所

		変更後		最大 27.7 最小 11.0	23.0	
県道 福光福岡線	高岡市福岡町矢部 553番1 地先から	変更前		最大 10.0 最小 8.0	112.6	高岡土木 センター
	高岡市福岡町矢部 565番地 先まで	変更後		最大 13.0 最小 13.0	112.6	
県道 八町大門線	射水市北高木 596番地先か ら	変更前		最大 8.8 最小 7.4	104.0	高岡土木 センター
	射水市北高木 603番地先ま で	変更後		最大 10.0 最小 8.6	104.0	
県道 高岡庄川線	高岡市二塚1463番地先から	変更前		最大 19.4 最小 7.4	375.0	高岡土木 センター
	高岡市戸出春日 645番地先 まで	変更後		最大 23.0 最小 9.0	375.0	
国道 415号	高岡市吉久二丁目2334番6 から	変更前		最大 27.4 最小 7.8	85.0	高岡土木 センター
	高岡市吉久一丁目2334番8 まで	変更後		最大 33.0 最小 7.8	85.0	

### 富山県告示第133号

#### 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月23日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町元屋敷字中畑1739番1か ら 下新川郡朝日町元屋敷字中畑1761番3ま で	平成24年3月28日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 黒部宇奈月線	黒部市荻生字新堂6910番10地先から 黒部市若栗4092番地先まで	平成24年3月23日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 六天天神新線	黒部市三日市3188番6から 黒部市三日市3188番4まで	平成24年3月23日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 富山高岡線	富山市安野屋町二丁目2番9から 富山市五福字中割2292番4まで	平成24年3月24日	富山土木 センター
県道 福光福岡線	高岡市福岡町矢部 553番1地先から 高岡市福岡町矢部 565番地先まで	平成24年3月28日	高岡土木 センター
県道 八町大門線	射水市北高木 596番地先から 射水市北高木 603番地先まで	平成24年3月23日	高岡土木 センター
県道 高岡庄川線	高岡市二塚1463番地先から 高岡市戸出春日 645番地先まで	平成24年3月23日	高岡土木 センター
国道 415号	高岡市能町字打山 555番443から 高岡市能町字越高2323番2まで	平成24年3月23日	高岡土木 センター
県道 万尾宇波線	氷見市宇波 149番1地先から 氷見市脇方字前田 304番3まで	平成24年3月25日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

## 富山県告示第134号

富山県地域総合整備資金の貸付金に係る償還金の徴収事務の委託につ

いて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により平成24年 3月13日付けで富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成 4 年富山県告示第 294号）に基づく富山県地域総合整備資金の貸付金に係る償還金の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

財団法人地域総合整備財団

東京都千代田区平河町二丁目 5 番 6 号

~~~~~  
公 告  
~~~~~

### 土地改良区の役員の退任

氷見市宇波土地改良区の役員であった次の者が平成24年 2 月 28 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	向 井 義 雄	氷見市脇方 141番地 1

### 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 3 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成24年 2 月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障がい者生活支援グループフレンズ富山

3 代表者の氏名

滝上 松夫

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市牛島本町一丁目 3 番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、身体障がい者(児)に対して、生活支援に関する事業を行い、また、活動するボランティアスタッフの教育、障がい者(児)との交流を通じて、人として最も尊ばれなければならない人権の確保やその啓発啓蒙に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 3 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成24年 3 月 1 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人徳秀会

3 代表者の氏名

堀 末男

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市鷺塚 558番地

5 定款に記載された目的

この法人は、介護等が必要な高齢者・障がい者(児)・乳幼児や児童に対して、在宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年3月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人道しるべの会
- 3 代表者の氏名  
栗原 啓允
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県高岡市問屋町53番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、身寄りのいない人や身寄りがいても頼りにできない人、また高齢の人や障害を持った人のために、家族に代わって悩み事や心配事の相談に応じてトータルな支援を行い、元気なうちの日常から人生の終末を迎える最後のときまで安心して生活ができるように、人生の「道しるべ」となることを目的とする。